

2026年1月15日

観光庁参事官室パブリックコメント（IR 政令改正）担当 御中

「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見

東京消費者団体連絡センター

（該当箇所） 第九条第十項

（意見） 第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正して、追加申請を可能にする政令案に断固反対します。

（理由） 特定複合観光施設区域整備法では、特定複合観光施設（IR）内にカジノが設置されることになっています。国は設置に関する規制を決めていますが、カジノはギャンブル依存症による家庭崩壊や、地域の治安悪化、マネーロンダリングなどリスクが極めて高く、国が定めている規制措置ではこれらを完全に防ぐことは困難であり、青少年の健全育成に対する悪影響も懸念されます。

特定複合観光施設区域整備法では、区域数は上限3か所となっていますが、これはあくまで最大値であり、必ずしも3か所を満たさなくてよいと考えます。現在、認定されている大阪の状況や、上記のような社会的リスクを考慮すれば、無理に3か所を満たそうと申請期間を再設定する必要性は認められません。

現在、国内では違法なオンラインカジノによる被害が深刻な社会問題となっています。政府がオンラインカジノの取り締まりを強化する一方で、IRカジノを合法化し推進する姿勢は、ギャンブル依存症対策や法秩序の維持という観点から一貫性を欠いており、国民の理解を得られるものではありません。

以上